

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業、重点分野雇用創造事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するとともに、当該事業要件の見直しや新たな支援制度の創設等、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 雇用者と就業者との需給ミスマッチ解消に資する雇用対策を実施すること。
3. 職業能力開発促進センターについては、再就職促進・人材育成など地域に大きく貢献していることを十分に考慮し、引き続き国の責任においてその機能を維持すること。
4. 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に対する財政措置を講じること。
5. 高卒・大卒就職ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の就職支援策を着実に実行するとともに、新規学校卒業予定者等に対する就職支援を一層強化すること。
6. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めるとともに、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について、十分な財政措置を講じること。
7. 非正規労働者の待遇改善等に必要な措置を講じること。
8. 経済関係団体及び事業者等に対し、雇用の維持・確保、内定取消しの防止等について、指導・要請の徹底を図ること。
9. 介護・医療・農林・環境等の分野における再就職・能力開発対策及び建設労働者の雇用確保対策等を着実に推進し、雇用の維持を図ること。

また、季節労働者対策を進めるため、通年雇用の促進、公共事業の平準化等による冬季雇用の拡大及び建設事業主等の取組みへの支援の充実・強化を図ること。

なお、季節労働者に対する雇用保険の特例一時金については 40 日の暫定措置を堅持すること。

10. シルバー人材センター事業に対する十分な財政措置を講じること。
11. 求職者支援制度について、職業訓練受講給付金の増額を図ること。また、当該給付金と併給できる新たな支援制度を創設するなど、第2のセーフティネット施策の強化を図ること。
12. 母子家庭の母親に対する雇用機会の拡充、雇用形態と賃金水準の改善、就労継続しやすい雇用環境の確保や企業に対する採用目標値の設定など、就労支援の充実を図ること。
13. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。